

各務原公園の指定管理者指定申請に係る審査結果について

令和6年11月1日

岐阜県都市建築部都市公園・交通局都市公園課

1 施設の概要

名称	各務原公園
所在地	各務原市鷺沼大安寺町1丁目地内
設置目的	「交通広場」や「交通教室」の設置を特色とする総合公園で、県民の休息、レクリエーション等の利用に供する施設です。
根拠条例	都市公園法、岐阜県都市公園条例

2 指定管理者の募集方法

公募

3 指定管理者の募集期間

令和6年7月5日から令和6年8月14日まで

4 申請団体

申請団体の名称
株式会社技研サービス

5 審査基準

審査項目	配点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
公園の魅力を高める取組、サービスの向上	10
新戦略に資する取組、サービスの向上	20
適正な公園運営、施設の維持管理	5
収支計画	10
組織・体制	15
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	5
計	100

6 岐阜県指定管理者制度等運用委員会の開催日

令和6年10月28日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者等（指定管理者候補予定者）を決定しました。

<優先交渉権者（指定管理者候補予定者）>

申請団体の名称	主な選定理由
株式会社技研サービス	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者（指定管理者候補予定者）との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者（指定管理者候補予定者）を各務原公園の指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）